平成２８年（フ）第９６８号
東京都八王子市長房町588番地長房アパート西15―1003
債務者　志村　明美
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３３９号
静岡県浜松市東区有玉台２丁目６番12号
債務者　森上　和文
1　決定年月日時　平成28年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４１４号
栃木県日光市藤原441番地19
債務者　加藤　亜矢
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４３０号
栃木県日光市芹沼1715番地16　ルネス・プログレ105号室
債務者　石田香代子（旧姓河崎）
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１８号
沖縄県うるま市石川曙３丁目６番４号　比屋根アパート201
債務者　金永　博昭
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１２１号
沖縄県沖縄市泡瀬２丁目50番８号　コーポ東邦１―Ａ
債務者　久高日登美（旧姓田代）
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１３０号
沖縄県宜野湾市我如古４丁目１番８―202号　メゾン山本
債務者　平良　晴菜
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第６９９号
東京都あきる野市野辺796番地
債務者　渡辺　雅暉
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月16日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９４０号
東京都八王子市川口町2020番地１プリムローズＳ．Ｋ101号
債務者　渡邊　敏武
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１９７８号
横浜市南区通町２丁目20番地　Ｇスクエア102
債務者　藤本　翔太
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月６日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９７９号
横浜市南区通町２丁目20番地　Ｇスクエア102
債務者　藤本　千明
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月６日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０５２号
横浜市金沢区釜利谷東１丁目45番２号　ホワイトパレス102
債務者　石渡　理文
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月６日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９９２号
神奈川県大和市下鶴間２丁目６番22号
債務者　佐久間英明
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９９３号
神奈川県大和市下鶴間２丁目６番22号
債務者　佐久間喜久枝
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９９４号
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地72―220
債務者　黒木　和江
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１０２号
横浜市港南区日野中央３丁目20番８―401号
債務者　安藤　靖子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部